

社会福祉法人周陽福祉会

「指定介護予防支援・指定居宅介護支援」重要事項説明書

(令和7年4月1日改訂)

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(山口県指定 第 3570600043 号)

当事業所はご利用者に対して指定介護予防・指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆介護予防支援と居宅介護支援とは

介護予防支援とは、要支援者が介護予防給付を利用する場合をさします。居宅介護支援とは、要介護者が介護給付を利用する場合をさします。利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、介護支援専門員が、利用者の心身の置かれている環境に応じた介護予防サービスまたは介護サービスを利用するためのケアプラン作成をし、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう事業所や関係事業所との連絡・調整を行います。特定のサービスや事業者に偏することのないよう、公正中立を行います。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要.....	2
3. 事業実施地域及び営業時間.....	3
4. 職員の体制	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	4
6. 個人情報の保護.....	6
7. サービスの利用に関する留意事項.....	7
8. 苦情の受付について.....	7
9. 緊急時・事故発生時の対応方法.....	7
10. 虐待に関する事項	8
11. 業務継続計画の策定	8
12. 感染症の予防及びまん延防止のための措置	8
13. サービス提供における事業者の業務	9
14. 損害賠償について	9
15. サービス利用をやめる場合	9

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 周陽福祉会
- (2) 法人所在地 山口県防府市岸津二丁目 24 番 20 号
- (3) 電話番号 0835-24-0512
- (4) 代表者氏名 理事長 山本 一成
- (5) 設立年月 平成 12 年 4 月 1 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定介護予防支援・指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業の目的

要支援者または要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定介護予防サービス事業者または指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

- (3) 事業所の名称

岸津苑在宅介護支援センター・平成 12 年 4 月 1 日指定 山口県 3570600043 号

- (4) 事業所の所在地 山口県防府市岸津二丁目 24 番 20 号
- (5) 電話番号 0835-24-0512
- (6) 事業所長（管理者）氏名 佐々木啓太
- (7) 当事業所の運営方針

要支援者の要介護状態の予防と、要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して援助に努めます。その際には、心身の状況、環境等に応じて、ご利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、施設等の多様なサービスや事業者の連携を得て、総合的かつ効率的に介護予防サービス・支援計画または居宅介護サービス計画を提供されるよう配慮して行います。また、ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立って、ご利用者に提供されるサービス等が特定の種類または特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。ご利用者は複数の指定介護予防サービス事業所または指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。ご利用者は介護予防サービス・支援計画または居宅サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業所等または指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。前 6 ヶ月に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合及び、その各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合について、文書を交付（別紙重要事項確認書）して説明を行うよう努めます。事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援

センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるとともに、ご利用者の要介護認定等に係る申請に対して、ご利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行います。また、要介護認定等の申請が行われているか否かを確認し、その支援も行い、関係市町村から要介護認定調査の委託を受けた場合は、その知識を有するよう研鑽を行い、公正・中立、さらに被保険者に対し正しい調整を行います。

(8) 開設年月 平成 12 年 4 月 1 日

(9) 事業者が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

[介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）]

平成 12 年 4 月 1 日指定 山口県 3570600233 号 定員 80 名

[通所介護及び介護予防通所介護（デイサービス）]

平成 12 年 4 月 1 日指定 山口県 3570600175 号 定員 35 名

平成 18 年 4 月 1 日指定

[短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）]

平成 12 年 4 月 1 日指定 山口県 3570600233 号 定員 8 名

平成 18 年 4 月 1 日指定

[訪問看護及び介護予防訪問看護]

平成 25 年 8 月 1 日指定 山口県 3560690160 号

平成 25 年 8 月 1 日指定

[防府東地域包括支援センター]

平成 27 年 4 月 1 日指定 防府市 3500600063 号

[介護老人福祉施設 サンハート香月（かつき）]

平成 27 年 4 月 1 日指定 山口県 3570602155 号

[岸津苑ホームヘルパーステーション]

平成 30 年 4 月 1 日指定 山口県 3570602338 号

[グループホーム りたはうす]

令和 2 年 4 月 1 日指定 山口県 3525600668 号 定員 13 名

[就労継続支援 B 型事業所 りたぽーと]

令和 6 年 7 月 1 日指定 山口県 3515600793 号

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 防府市全域、周南市戸田地区

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金（祝祭日、12 月 31 日～1 月 3 日を除く）
受付時間	月～金 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
サービス提供時間帯	月～金 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

4. 職員の体制

当事業所では、ご利用者に対して指定介護予防・指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	兼務		指定基準	職務の内容
1. 事業所長（管理者）		1 名		1 名	事業所の管理
2. 介護支援専門員	3 名以上	全員		1 名	

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、介護予防支援・居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご利用者の利用料負担はありません。

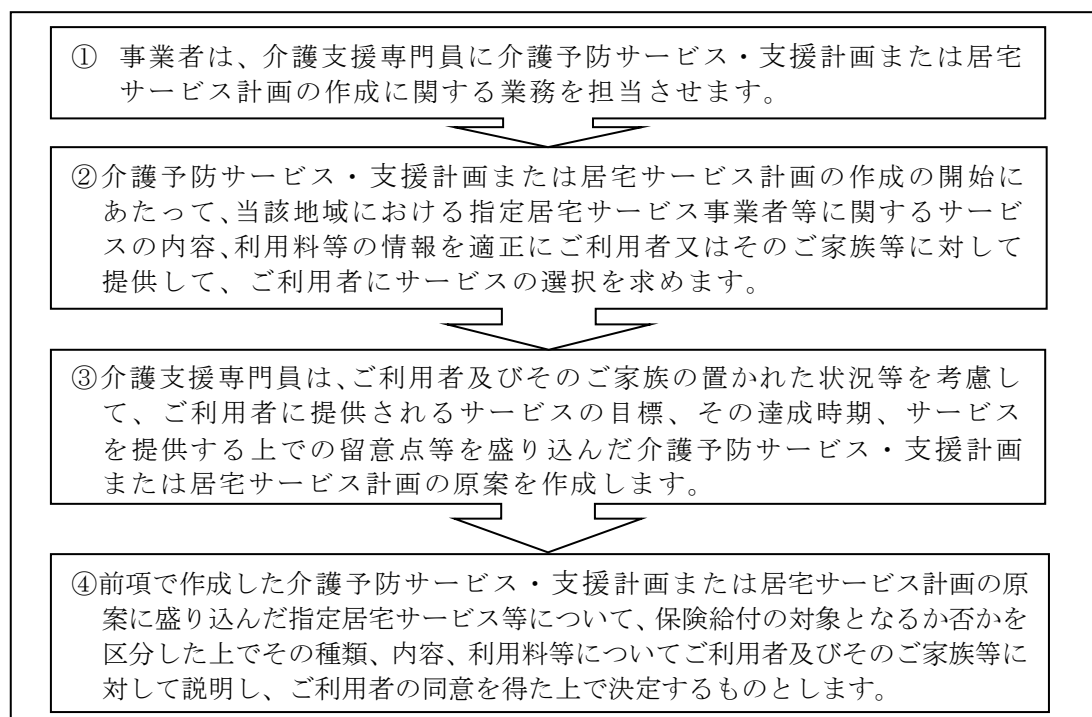
（１）サービスの内容と利用料金（契約書第 3～6 条、第 8 条参照）＊

＜サービスの内容＞

① 介護予防サービス・支援計画または居宅サービス計画の作成

ご利用者のご家庭を訪問して、ご利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、介護予防サービス・支援計画または居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、介護予防サービス・支援計画または居宅サービス計画を作成します。

＜介護予防サービス・支援計画または居宅サービス計画の作成の流れ＞



② サービス担当者会議の開催

ご利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地から意見を求めます。会議開催が困難な場合は介護予防サービス・支援計画または居宅介護サービス計画の原案の内容について、照会を求めるものとします。

③ 介護予防サービス・支援計画または居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご利用者及びそのご家族等、指定介護予防サービス事業者または指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、介護予防サービス・支援計画または居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・介護予防サービス・支援計画または居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定介護予防サービス事業者等または指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご利用者の意思を踏まえて、要支援・要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

④ 介護予防サービス・支援計画または居宅サービス計画の変更

ご利用者が介護予防サービス・支援計画または居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が介護予防サービス・支援計画または居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご利用者双方の合意に基づき、介護予防サービス・支援計画または居宅サービス計画を変更します。

⑤ 介護保険施設等への紹介

ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご利用者が介護保険施設等への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

⑥入院時における医療機関との連携

ご利用者が病院または療養所に入院する場合には、ご利用者の居宅における日常生活上の能力や利用していた指定居宅サービス等の情報を入院先医療機関と共有して参ります。入院時に入院先医療機関へ担当ケアマネジャーとしてご家族から伝えていただく事で医療機関との連携を密に行います。

そのため、入院する必要がある場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院または診療所にお伝えいただくようお願いいたします。

介護支援専門員の連絡先等を、介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管していただきますようお願いいたします。

⑦退院時における医療機関との連携

ご利用者が病院または診療所を退院され自宅へ戻る場合には、医療機関との連携を図り、安心して在宅に帰り指定介護予防サービスまたは指定居宅サービス等やその他必要なサービスを利用できるように支援して参ります。

⑧給付管理業務

介護予防サービス・支援計画または居宅サービス計画の内容とご利用者の負担割合に基

づき、毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合に提出します。

＜サービス利用料金＞

介護予防支援または居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。

但し、ご利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

基本部分		
介護予防支援費	要支援 1・2	4,720 円
居宅介護支援費 (i)	要介護 1・2	10,860 円
	要介護 3・4・5	14,110 円
各加算		
初回加算		3,000 円
特定事業所加算 (Ⅱ)		4,210 円
入院時情報連携加算	入院時情報連携加算 (Ⅰ)	2,500 円
	入院時情報連携加算 (Ⅱ)	2,000 円
退院・退所加算 (入院または入所期間中 1 回を限度)	退院退所加算 (Ⅰ) イ	4,500 円
	退院退所加算 (Ⅰ) ロ	6,000 円
	退院退所加算 (Ⅱ) イ	6,000 円
	退院退所加算 (Ⅱ) ロ	7,500 円
	退院退所加算 (Ⅲ)	9,000 円
通院時情報連携加算		500 円
緊急時等居宅カンファレンス加算		2,000 円
ターミナルケアマネジメント加算		4,000 円

(2) 交通費

通常の実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費はいただきません。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記 (1) の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 窓口での現金支払

イ. 下記指定口座への振り込み

山口銀行 防府支店 普通預金 6264978

名義人 社会福祉法人周陽福祉会 岸津苑在宅介護支援センター

理事長 山本一成

6. 個人情報の保護

(1) 情報の保護及び利用の制限

当事業所では、業務上知り得たご利用者及びご家族等の個人情報を正当な理由なく第三者に漏らすことはございません。

ただし、ご契約に基づくサービスを提供する上で必要な場合は、個人情報の利用目的に定められた範囲内で必要な情報を提供させていただきます。医療系サービスを希望され介護予防サービス・支援計画または居宅サービス計画を作成した場合には、主治医にケアプランを交付致します。

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。また、介護支援専門員1人あたりの利用者数は標準担当件数44件を限度とします。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。
介護支援専門員を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

②ご利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

8. 苦情の受付について（契約書第17条参照）

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔介護支援専門員〕 佐々木啓太

○電話 0835-24-0512

○受付時間 毎週月曜日～金曜日（祝祭日を除く）
午前8時30分～午後5時30分

(2) 行政機関その他苦情受付機関

防府市役所 福祉部高齢福祉課 介護保険室	所在地 防府市寿町 7-1 電話番号 0835-25-2979 受付時間 午前 8 : 30～午後 5 : 15
国民健康保険団体連合会	所在地 山口市朝田 1980-7 電話番号 083-995-1010 受付時間 午前 9 : 00～午後 5 : 00

9. 緊急時・事故発生時の対応方法（契約書第 11 条及び 12 条参照）

- (1) 指定介護予防支援または指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合、速やかに市、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事故により賠償が発生した場合は、不可効力による場合を除き速やかに賠償します。但し、ご利用者に重大な過失がある場合には、損害賠償を減額することができます。
- (3) 事故が生じた際には、事故の状況及び処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発防止の為の措置を講じます。

10. 虐待防止に関する事項

- (1) 当事業所では、虐待の発生又はその再発を防止するために、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。
 - ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
 - ② 虐待の防止のための指針を整備します。
 - ③ 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
 - ④ 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するために担当者を置きます。
虐待防止に関する担当者 管理者 佐々木啓太
- (2) 当事業所ではサービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

11. 業務継続計画の策定

- (1) 当事業所では、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援・指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- (2) 当事業所では、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
- (3) 当事業所では、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画

の変更を行うものとします。

1 2. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

(1) 当事業所では、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 カ月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

1 3. サービス提供における事業者の義務（契約書第 10 条、第 11 条参照）

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① ご利用者に提供した介護予防支援・居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から 5 年間保管するとともに、ご利用者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。② ご利用者が他の介護予防支援・居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご利用者から申し出があった場合には、ご利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。③ 事業者、介護支援専門員または従業員は、介護予防支援・居宅介護支援を提供するうえで知り得たご利用者及びそのご家族等に関する秘密を正当な理由なく漏洩しません。（守秘義務）
ただし、他のサービス提供事業者等との連携を図ることがご利用者の自立支援上有益と認められる場合、その他正当な理由がある場合は、ご利用者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。また、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。 |
|--|

1 4. 損害賠償について（契約書第 12 条参照）

事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

1 5. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日からご利用者の要介護認定等の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 7 日前までにご利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契

約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。(契約書第 2 条参照)

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第 13 条参照)

- ① ご利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご利用者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 14 条、第 15 条参照）

契約の有効期間であっても、ご利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した介護予防サービス・支援計画または居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 16 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

令和 年 月 日

指定介護予防支援・指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

(指定介護予防支援・指定居宅介護支援) 岸津苑在宅介護支援センター

説明者職名 介護支援専門員 氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護予防支援・指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 _____

氏名 _____

私は、利用者本人が（ ）のために署名できないため署名を代行しました。

署名代行者住所 _____

氏名 _____

※この重要事項説明書は、厚生省令第38号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。